



新津商工会議所

No.344-1 2015年2月24日

CCI EXPRESS

TEL:22-0121  
FAX:25-2332

URL:<http://www.niitsu.or.jp>・Email:n-cci@fsinet.or.jp

\*\*\* 3月の主なスケジュール \*\*\*

開催日時	種別	内容	申込
3月2日(月)~ 9:00~16:00	相談会	所得税・消費税確定申告相談会 詳細は今月号をご覧ください。ご予約はお早めに!	受付中
3月26日(木) 16:00~17:00	講演会	「新潟県経済の現状と展望」 日本銀行新潟支店 千田支店長による講演です。聴講料は無料!	受付中

## 小規模事業者持続化補助金の募集が始まります!

小規模事業者持続化補助金は小規模事業者が商工会議所と一体となって取り組む「各種販路開拓（創意工夫による売り方やデザイン改変、チラシ作成、商談会参加のための運賃など）」に係る費用の2/3を補助します。

- (1) 第1次申請書類提出期限日 3月27日(金)  
第2次申請書類提出期限日 5月27日(水)
- (2) 補助上限額 50万円  
※但し、雇用を増加させる取組等は100万円、  
複数事業者が連携した共同事業は500万円
- (3) 公募要項等の詳細はHP (<http://www.jizokukahojokin.info/>)  
を参照下さい。



※ご不明な点は当所経営指導員（蠅野、遠山、桐生、近藤）まで!

## 所得税・消費税確定申告相談会

(事前に時間の予約をしてください。)

《所得税》〇日程：3月2日(月)・3日(火)・4日(水)・5日(木)

《消費税》〇日程：3月23日(月)・24日(火)

〇時間：9:00~12:00/13:00~16:00

〇会場：新津商工会議所 3F

※待ち時間短縮のため時間予約をお願い致します。

※わかるところは記入してください。

※相談につきましては、若干の手数料をいただきます。ご了承ください。

※平成26年分の消費税及び地方消費税の確定申告書を作成するためには、  
課税売上と課税仕入について、適用税率ごとに区分する必要があります。

《主催》新津商工会議所・新津中小企業相談所・新津青色申告会

に  
い  
つ  
食  
の  
陣

## 募集締め切り間近です! 「にいつ食の陣2015」

にいつ食の陣2015の募集締め切り日は、2月27日(金)までとなっています。  
締め切り後の申込みはパンフレットへの掲載が難しくなりますので、参加される方は締切日までにお申し込み下さい。

問い合わせ先：にいつ食の陣実行委員会(新津商工会議所内)  
TEL:0250-22-0121・FAX:0250-25-2332

~新潟労働局からのお知らせ~

## 改正次世代育成支援対策推進法、 パートタイム労働法説明会・相談会のご案内

平成27年4月1日より、次世代育成支援対策推進法については、新たな認定基準と特例認定制度の創設等を内容とした改正法が施行されます。また、パートタイム労働法については、正社員との差別的取扱い禁止の対象範囲の拡大、パートタイム労働者を雇い入れたときの事業主の説明義務、相談に対応するための体制整備等を内容とした改正法が施行されます。

下記日程の通り説明会・相談会を開催致しますので是非ご参加下さい。

★日 時：3月6日(金) 13:15~16:15

★会 場：新潟美咲合同庁舎2号館 4階 共用大会議室  
(新潟市中央区美咲町1-2-1)

★定 員：100名(申込締切：2/27または定員になり次第)

★内 容：  
・改正次世代育成支援対策推進法について  
・一般事業主行動計画の策定・届出と認定申請について  
・改正パートタイム労働法について  
・両立支援等助成金について

※終了後、個別相談コーナーの開設

★申込・問合せ先：新潟労働局雇用均等室(TEL:025-288-3511)

## 新潟市の当初予算が発表され

### 「プレミアム付き商品券の発行」が盛り込まれました!

新潟市は2月13日(金)、平成27年度当初予算案を発表し、2月20日(金)に可決されましたが、その中で国の「地方創生」政策に連動し、10%のプレミアム付き商品券(総額55億円)を発行するとしました。

【地方創生関連】

市内の地域消費を喚起し、地域経済を活性化するため、商品券にプレミアムを付けて発行する事業を支援すると、5億1千万円が盛り込まれました。(※今後、精査の結果、数値が変更となる場合があります。)

詳細はこれより検討されますが、概要がわかりしだいお知らせいたします。



新津商工会議所

No.344-2 2015年 2月24日

CCI EXPRESS

TEL:22-0121  
FAX:25-2332

### 日本政策金融公庫国民生活事業の融資概要

セーフティネット貸付	4,800万円	運 転 設 備	5年~ 15年以内	基準利率 1.30%~
教育一般貸付	1学生あたり 350万円	教 育 金	15年以内	固定金利 2.25%

◎セーフティネット貸付や普通貸付申込書に添付していただく書類は一般的には次のとおりです。

【個人営業の方】	【法人営業の方】
・申告決算書 最近2期分 (申告されている場合) ・見積書 (設備資金をお申込の場合)	・履歴事項全部証明書または登記簿謄本 ・最近2期分の確定申告書・決算書 ・最近の試算表(決算後6カ月以上経過しているか、または事業を始めたばかりで決算を終えていない方) ・見積書(設備資金をお申込の場合)

★申込先やお問い合わせ★

日本政策金融公庫国民生活事業の融資申込は公庫新潟支店(新潟市中央区万代4-4-27 NBF新潟テレコムビル9F TEL:025-246-2011・FAX:025-246-2022)か当所へ。

### 経営改善貸付(マル経融資、無担保・無保証人)

融資限度額	2,000万円	運 転 設 備	7年以内 10年以内	利率 1.35%
-------	---------	---------	---------------	----------

融資対象者は、下記の要件を全て満たした方

- ①原則として6ヶ月以上、商工会議所の経営指導を受けている方
- ②最近1年以上、新潟市秋葉区(新津地域)内で事業を営んでいる方
- ③常時使用する従業員が商業・飲食業・サービス業(宿泊業及び娯楽業は、20人)では5人以下、製造業・その他業種では20人以下の法人・個人事業主の方
- ④所得税、法人税等の納期到来分の税金を完納されている方
- ⑤日本政策金融公庫国民生活事業の融資対象業種を営んでいる方

★申込やお問い合わせは、新津商工会議所(TEL:22-0121)まで



4名の経営指導員が地区別に相談に応じています。  
(北部地区:遠山、東部地区:近藤、南部地区:蠅野、西部地区:桐生)  
経営改善貸付の他にも様々な融資制度がありますのでお気軽にご相談下さい。

### 資金繰り円滑化相談会

中小企業者の皆様の事業の円滑な資金調達を支援するため、下記により新津商工会議所を会場に定例相談会を開催します。

- 新潟県信用保証協会定例相談会(毎月第1火曜日10:00~)  
3月 4日(水)(3日→4日に変更)・4月 7日(火)
- 日本政策金融公庫定例相談会(毎月第2火曜日10:00~)  
3月10日(火)・4月14日(火)



※相談会のご利用については、ご予約をお願いします。(TEL:22-0121)

### ～税制改正のポイント～

#### 【相続税】遺産にかかる基礎控除額が引き下げられました

平成27年1月1日以後に相続または遺贈により取得する財産にかかる相続税について適用されます。

◎遺産にかかる基礎控除額

改正前	改正後
5,000万円 + (1,000万円 × 法定相続人の数)	3,000万円 + (600万円 × 法定相続人の数)

被相続人(亡くなられた人)から相続または遺贈によって財産を取得した人それぞれの課税価格(各人の課税価格×1)の合計額が、遺産にかかる基礎控除額(3,000万円と600万円に法定相続人の数×2を乗じて算出した金額との合計額)を超える場合その財産を取得した人は相続税の申告をする必要があります。

相続税の申告をする必要がある場合には、相続の開始があったことを知った日(通常は被相続人の死亡日)の翌日から10ヶ月以内に、被相続人の住所地を所轄する税務署に相続税の申告と納税をする必要があります。

※1「各人の課税価格」

〔(相続または遺贈によって取得した財産の価額) + (被相続人から取得した相続時精算課税適用財産の価額) - (債務・葬式費用の金額)] + (相続開始前3年以内に被相続人から取得した暦年課税適用財産の価額)

※2「法定相続人の数」

相続の放棄をした人がいても、その人を含めた相続人の数となります。また被相続人に養子がある場合、「法定相続人の数」に含める養子の数については、被相続人に実子がある場合は1人、ない場合は2人までとなります。【国税庁HPより抜粋】



遺産にかかる基礎控除額の計算

例: 法定相続人が、配偶者と子2人の場合  
3,000万円 + (600万円 × 3人) = 4,800万円  
この場合4,800万円が遺産にかかる基礎控除額となります。